

「バングラデシュ法制度調査報告」のご紹介

平成 27 年 4 月 20 日

法務総合研究所国際協力部

教官 川西 一

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」といいます。）は、年平均 6 パーセント前後の経済成長を続ける新興国であり、潜在的な生産拠点として、人口約 1.6 億人を有する新たな巨大市場として大きな注目を集めており、近年「中国プラス 1」の生産拠点として、日本企業の進出も拡大しつつあります。その一方、我が国からの企業進出、投資拡大に当たっては、法制度やその運用が阻害要因の一つとなっているという指摘もなされており、法制度やその運用を改善することにより、バングラデシュにおける「法の支配」の確立のみならず、経済活動の円滑化が進むことが期待されています。

我が国は、バングラデシュに対する最大の援助国の一つとして、経済協力を中心に良好な友好関係を構築・維持しており、インフラ整備、防災、社会開発、食糧支援、人材育成等多くの分野での支援を行ってきました。ガバナンス分野においては、行政能力の強化を中心に支援を実施してきましたが、平成 25 年 5 月に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」では、バングラデシュが新たに重点支援対象国の一つに加わり、経済法等の分野における法制度整備支援の検討を行うこととされています。

当部は、バングラデシュに対する今後の法制度整備支援の実施の可能性、実施の対象、手法等を検討するため、2014 年度にはバングラデシュにおける基本的な法体系、統治機構、司法制度等の基本事項等を中心としながら、会社法等の経済法をも含めたバングラデシュにおける法・司法制度について、広く情報を得る調査研究を行いました。そして、今後、我が国による経済法等の分野における支援を検討するとともに、日本企業によるバングラデシュへの進出など、バングラデシュにおける経済活動を検討する多くの国民・法人の利便に資するためには、経済法分野の基本的事項であり、かつ、投資や企業進出にとって必要不可欠となる事項である契約法制について、詳細な情報収集を行うだけでなく、経済活動等における紛争の法的な解決手段についても合わせて、詳細な情報を得る必要があると考え、本調査研究を企画したものです。

本調査研究については、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー弁護士

である琴浦諒弁護士に委託させて頂きました。琴浦弁護士は、弁護士登録後、インドの現地事務所で勤務された経験を有し、日本では数少ない、南アジア地域の法制に精通した希少な法律実務家です。バングラデシュは、インド、ミャンマー、パキスタンと同じくイギリスの植民地であったことから、基本法制について共通性に富んでおり、琴浦弁護士は、その知識と経験を活かし、バングラデシュに進出する日本企業のサポートも多く手がけております。琴浦弁護士におかれては、所属するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の矢上浄子弁護士、白根信人弁護士ほか数名とチームを立ち上げて本調査研究を行い、提携関係にあるバングラデシュ現地の法律事務所の協力を得て、現地でのみ入手可能な実務的な法律情報にアクセスし、できるだけ正確な情報の収集に努めて頂きました。また、本調査研究の読者の利便のため、バングラデシュ法の多くの条文について、日本語訳を提供頂きました。本調査研究にご協力頂いた皆様には、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

なお、本調査研究は、2015年2月末時点での法制度を前提として行われており、その後の新規立法及び法改正等についてはフォローしておりませんので、読者の皆様におかれましては、その点にご留意の上、本調査研究をご活用頂ければ幸いです。